

○共立蒲原総合病院組合職員の職務に専念する義務の特例  
に関する条例

〔昭和36年9月28日〕  
〔条例第25号〕

改正 昭和44年10月22日条例第10号

平成25年4月1日条例第2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

**第2条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合
- (4) 前3号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和44年10月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年12月14日から適用する。

**附 則** (平成25年3月26日条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。